

事 務 連 絡
令和 6 年 1 0 月 2 8 日

自治体 ご担当者 様

国土交通省物流・自動車局
自動車情報課
登 録 班 長
保障制度参事官室
保 険 班 長

自動車損害賠償責任保険(共済)証明書の電子化に伴う付保確認について

損保業界において、令和 6 年 11 月に **One-JIBAI** システムの運用を開始し、令和 7 年 1 月より車検対象車両の自賠責保険（共済）証明書（以下、「自賠証」という。）の電子交付を開始する予定となっております。

道路運送車両法の処分に係る自賠証の確認（自動車損害賠償保障法第 9 条 1 項）については、従来どおり紙の自賠証の提示が必要であり、現状の確認方法から変更ありません（※）ので、よろしくお取り計らい願います。

なお、紙の自賠証についての相談等があった場合は、契約保険会社へ問い合わせるようお願いください。

※ 自動車損害賠償保障法第 9 条 1 項に係る法令改正は行わないため、現行どおり紙の自賠証の確認が必須となります。

・自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令については、別添の通りです。

自動車損害賠償責任保険(共済)証明書の電子化に伴う付保確認について 想定問答

目次

- Q1. 窓口にて P D F 証明書の提示を受けた場合、有効な証明書の提示があったとみなすこととなるのか。(P 1)
- Q2. 窓口において P D F 証明書が認められないのはなぜか。(P 1)
- Q3. 窓口において P D F 証明書が認められない法的な根拠は。(P 2)
- Q4. P D F 証明書及び書面の自賠責証明書の両方の交付を受けることはできるのか。(P 2)
- Q5. P D F 証明書の印刷物（プリントアウトした書面）は、有効な証明書として認められるか。(P 3)
- (更問) P D F 証明書の印刷物と書面の自賠責証明書原本の見分け方は。
- Q6. 自賠責証明書の電子交付について詳細な説明を求められた場合、案内先はあるか。(P 3)

Q1. 窓口にてPDF証明書の提示を受けた場合、有効な証明書の提示があったとみなすこととなるのか。

(回答)

自賠法第9条第1項に基づく運輸支局等又は軽自動車検査協会への自賠責証明書の提示については、従前どおり書面の自賠責証明書によりなされなければならない、自動車検査証の交付（返付）窓口において、PDF証明書による付保確認は認められません。

【参考】

○自動車損害賠償保障法

（自動車損害賠償責任保険証明書の提示）

第九条 道路運送車両法第四条、第三十四条第一項、第三十六条の二第五項、第六十条第一項、第六十二条第二項（第六十三条第三項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）、第六十七条第一項（使用者の変更に係る部分に限る。）、第七十一条第四項若しくは第九十七条の三又は総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二條の二第三項に規定する処分を受けようとする者は、当該行政庁（道路運送車両法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会。次項から第五項までにおいて同じ。）に対して、自動車損害賠償責任保険証明書をも提示しなければならない。ただし、道路運送車両法第九十四条の五第八項の規定により保安基準適合証の提出があった場合において同法第六十二条第二項に規定する処分を受けようとするとき、又は総合特別区域法第二十二條の二第三項に規定する処分を受けようとするときは、国土交通省令で定める方法により作成した自動車損害賠償責任保険証明書の写しの提出をもつて、自動車損害賠償責任保険証明書の提示に代えることができる。

Q2. 窓口においてPDF証明書が認められないのはなぜか。

(回答)

PDF証明書は、改正後の自賠法 e-文書規則に基づき電子署名が付されることにより真正性が担保されることとなりますが、運輸支局等又は軽自動車検査協会において、都度、電子署名の真正性を確認しつつ現在の業務量进行处理することは困難であり混乱が生じるおそれがあることから、引き続き、書面の自賠責証明書の提示を必須としております。

【参考】

○自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

（作成において氏名等を明らかにする措置）

第七条 法第四条第三項の主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

- 一 電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）
- 二 前号に掲げるもののほか、行政機関等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第二号に規定する行政機関等をいう。）が定める措置

Q3. 窓口においてPDF証明書が認められない法的な根拠は。

(回答)

改正後の自賠法 e-文書規則第 8 条において、PDF 証明書の縦覧等（縦覧若しくは閲覧に供すること）は自賠法第 9 条第 6 項及び第 85 条第 1 項の規定による自賠責証明書の縦覧等に限られています。

運輸支局等又は軽自動車検査協会における自賠責証明書の提示は、自賠法第 9 条第 1 項に基づくものであるため、e-文書規則第 8 条が適用されず、従前どおり書面の自賠責証明書の提示が必要となるものです。(Q1. 【参考】参照)

【参考】

○自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

(法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等)

第八条 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、自賠法第九条第六項（同法第九条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第八十五条第一項の規定に基づく証明書の縦覧等とする。

Q4. PDF 証明書及び書面の自賠責証明書の両方の交付を受けることはできるのか。

(回答)

可能です。

なお、損保協会から保険会社・代理店に対しては、車検時の混乱を極力回避するため、PDF 証明書を交付した場合であっても、当面の間は、原則として書面の自賠責証明書を交付するよう指導していると聞き及んでいます。

詳しくは加入する自賠責保険の保険会社へお問い合わせください。

Q5. PDF 証明書の印刷物（プリントアウトした書面）は、有効な証明書として認められるか。

（回答）

認められません。

PDF 証明書の縦覧等については、改正後の自賠法 e-文書規則第 9 条に基づき、インターネットを利用する方法又はスマートフォンやタブレット等の端末において画面表示する方法により行われなければなりません。

従って、PDF 証明書の印刷物は、いわゆる原本の写しと相違なく、原本の提示や備え付けが必要な制度において有効なものと取り扱うことはできません。

なお、保安基準適合証の最終の検査申請日経過後の自賠責証明書の写しの提出に当たっては、通達改正を行い、PDF 証明書の印刷物を有効な自賠責証明書の写しとして取り扱うことができるよう措置しております。（Q5. 参照）

【参考】

○自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

（電磁的記録による縦覧等）

第九条 民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、前条に規定する証明書の縦覧等に代えて当該証明書に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を当該民間事業者等又は当該事項の提示を受ける者の使用に係る電子計算機その他の機器の映像面に表示する方法により行わなければならない。

（更問）PDF 証明書の印刷物と書面の自賠責証明書原本の見分け方は。

（回答）

書面の自賠責証明書は印刷すると「無効」と印字される特殊印刷済みの用紙になっていますが、PDF 証明書の印刷物はそのような用紙になっていません。

Q6. 自賠責証明書の電子交付について詳細な説明を求められた場合、案内先はあるか。

（回答）

損保協会ホームページに自賠責証明書の電子交付に関する説明が掲出されているため、そちらをご確認ください。

電子交付に関する具体的な確認等は、証明書記載の保険会社・代理店にお問合せください。